

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和7年4月10日

四條畷市農業委員会議事録

令和7年4月10日(木)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、 岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一、村上 治、小林 克重、 西尾 秀文、片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

なし

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局主任	奥 大輔
事務局主査	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第69号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第70号]	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
日程第3 [議案第71号]	相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件
日程第4 [議案第72号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
欠席者はなしです。
本日の議事録署名者には、林 秀一委員と村上 治委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願い致します。

(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第69号

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第69号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字上田原762-4は四條畷消防署田原分署の南側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。
譲受人は農作業歴20年と農業経験豊富であり、今回、農業経営の拡大を行うべく、所有権移転に至ったもので、水稻の栽培を行う予定です。
なお、4月9日(水)午前9時30分から地区農業委員の西尾委員と小林委員と現地立会い調査を行いました。
番号2の場所については、位置図No2をご覧ください。
この案件につきましては、久門委員が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますので、一時ご退席いただきます。
大字逢阪77-1は旧・阪神畜産の北側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。
被設定人は農作業歴41年と農業経験豊富であり、今回、農業経営の拡大を行うべく、使用貸借による権利の設定に至ったもので、水稻の栽培を行う予定です。
なお、4月4日午後1時30分から地区農業委員の岡嶋委員と田中委員と現地立会い調査を行いました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長
全委員
議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第70号

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第70号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域の

ため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。
美田町51-1は大阪広域水道企業団四條畷ポンプ場の南側付近です。
現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は資材置場と露天駐車場とな
っております。

なお、地区農業委員の岡嶋委員ともご相談のうえ、現地調査を不用とし
ましたので、5条の届出を受領いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質
問はありませんか。

土井委員 これは、いったん、転用目的として露天駐車場等にしなければならない決
まり等あるのか。いきなり住宅の建築ではだめなのか。

事務局主査 いきなり住宅でも大丈夫です。今回の場合は、露天駐車場と資材置き場
として活用したいとの届出を受領しています。場合によっては、共同住宅
の建築といった形で届出を受領する場合があります。

土井委員 この申請者は、建売業を得意としているのに、あえて駐車場や資材置き
場として申請する意図は何かあったのでしょうか。

事務局主査 申し訳ございません。届出の際、露天駐車場と資材置き場としての利用と
伺っており、理由まで深く踏み込んで確認しておりませんでしたので、詳
細の意図については、わかりません。

土井委員 わかりました。

議長 他にご質問はありますか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3 議案第71号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件

議長 議案第71号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局主査 それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を初めて受けるために税務署に提出す
るものであり、水稻や畑として耕作されているかを確認し、証明するもの
でございます。

番号1の場所については、位置図No4をご覧ください。

南野2丁目1531-1は社会福祉法人ハニコウムの東側で、現況は、スク
リーンのとおりで、耕作されていることが確認できております。申請地につ
きましては、被相続人から社会福祉法人ハニコウムへ貸付を行っており、
今後も引き続き同法人あて貸付を行う予定です。

なお、3月26日午前8時45分より地区農業委員の土井委員と現地調査
を行いました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見
ご質問はありませんか。

林委員 面積1,096㎡のうち730㎡とあるが、あとの面積はなにか建物が建っ
ているのか、それとも地主が異なるのか。

事務局主査 地主は一緒でございます。場所につきましては、前方スクリーンをご覧ください。手前が畑となっています。この真ん中部分に建物が建っているように見えると思いますが、こちらがあずまやとなっております。また、その奥側に車が並んでいるのが見えるかと思いますが、こちらが駐車場となっております。今回の申請面積1,096㎡があずまやと駐車場も全て含まれた面積での申請となっております。そのため、農地として活用されていないあずまや部分、駐車場部分を差引した730㎡での受付としております。

林委員 その差額面積は宅地化農地になるのか。
事務局主査 宅地化農地とはなりません。
林委員 それでは、この差額300㎡程度はどう扱うことになるのか。
事務局主査 あくまで、納税猶予の対象とはならない農地としての扱いとなります。このあずまや部分、駐車場部分は、分筆をしていただき、宅地に転用していただくことも可能ではあります。

林委員 市街化の農地ではあるが、納税猶予は受けられないということですね。
事務局主査 おっしゃるとおりでございます。
林委員 今回はたまたま駐車場ですけど、農小屋だった場合もダメという認識でよいのか。

事務局主査 農小屋の規模等によってくるが、農機具の保管のためだけに使います。大きさも必要最低限です。これは農業用施設と判断できますという場合は、納税猶予の対象に入ってくるケースもあります。今回の場合は、農機具ではなく、駐車場と休憩するスペースとして利用されているので、対象から外させていただいております。

林委員 これ、駐車場じゃなくて、駐輪場やった場合はどうなるのか。
事務局主査 基本的に自転車を置いている場所の下の状態によってくるかと思えます。コンクリート等敷かれており、農地として活用できない状態であれば対象外となるかと思えます。

林委員 畑とかにきて、自転車を置いたりしていたら、もう対象外となるのか。
事務局主査 基本的に自転車をどかせば、農地として問題なく活用できる状態であれば、納税猶予の対象として判断します。敷石等されており、今のままでは農地として活用できないと判断する場合は、対象外となる場合がございます。

林委員 はい、結構です。
議長 他にご質問はありますか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第4

議案第72号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長 議案第72号につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記 それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受け

るために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No5をご覧ください。

中野新町757-1、758-1は市役所の南側付近で、現況はスクリーンのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号2の場所については、位置図No6、7をご覧ください。

大字清滝44ほか4筆は忍ヶ丘ゴルフセンターの南西側付近、大字逢阪792ほか2筆は旧四條畷市交野市清掃施設組合の東側付近で、現況はスクリーンのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

この竹の場所は畑ですか。

事務局主査

竹藪の場所については、タケノコの栽培を行っていると同っております。

久門委員

この場所は墓の北側あたりになるかと思えます。

林委員

こういう元々畑であったと思われる場所が竹藪になっている場合管理はどうするのか。

事務局主査

本来であれば、畑の状態から管理ができずに竹藪になってしまった場合は遊休農地となり、農地としての維持を指導するということになるかと思えます。今回の場合は、相続税の納税猶予にあたり、タケノコの採取を行っていると同っているため、野菜を耕作していると判断しております。

林委員

タケノコは野菜ということで良いのか。

事務局主査

タケノコは野菜として判断しております。

林委員

竹藪は竹藪とならないのか。

事務局主査

ここの判断は難しいところではありますが、例えば、全く管理を行っていない竹藪の場合は、倒木等も多い状態となっております。こちらの場所につきましては、私も何度か足を運びましたが、周りに比べると、倒木もなく、管理されていると判断いたしました。

林委員

写真で判断するのが難しいですが、現場はある程度管理されているような感じになっているのですね。

久門委員

年に何回かタケノコ掘っていますよ。ほとんどはイノシシに持っていかれているかもしれませんが。

林委員

そうなんですね。

議長

他になにかご意見等はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長) 会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記